

大規模災害からの復興に関する法律案に係る規制の事前評価書

政策の名称 届出対象区域の指定及び復興計画のための土地の立ち入り		
担当部局	政策統括官(防災担当)付 災害対策法制企画室(参事官:小宮 大一郎)	
評価実施時期	平成25年4月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】</p> <p>i 届出対象区域の指定(第28条) 復興整備事業の実施区域内において、当該事業の実施の支障となるおそれがある建築物の建築等の情報を把握し、当該事業との調整を図ることで、地域の円滑かつ迅速な復興を図る。</p> <p>ii 復興計画のための土地の立ち入り(第29条) 復興計画の作成や復興整備事業の実施に必要な測量や調査のため、土地への立入り、障害物の伐除等を可能にし、地域の迅速な復興を図る。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>i 届出対象区域の指定(第28条) 市町村は、復興計画の計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部または一部を届出対象区域として指定することができ、当該届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、市町村長に届け出なければならない。また、市町村長は、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>ii 復興計画のための土地の立ち入り(第29条) 特定被災市町村等は、復興計画の作成又は変更のため他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。</p> <p>【規制の必要性】</p> <p>i 届出対象区域の指定(第28条) 地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、復興整備事業の実施区域内において、当該事業の実施の支障となるおそれがある建築物の建築等の情報を把握し、当該事業との調整を図る必要がある。</p> <p>ii 復興計画のための土地の立ち入り(第29条) 地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、復興計画の作成や復興整備事業の実施に必要な測量や調査にあたって、土地の所有者等の所在が不明であり、土地の占有者等の同意が得られない場合でも、土地への立入り、障害物の伐除等を可能とする必要がある。</p>	
	<p>○大規模災害からの復興に関する法律案 (届出対象区域内における建築等の届出等) 第二十八条 特定被災市町村は、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。 2 特定被災市町村は、前項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。 4 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他内閣府令で定める事項を特定被災市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 三 国又は地方公共団体が行う行為 四 復興整備事業の施行として行う行為 5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を特定被災市町村長に届け出なければならない。 6 特定被災市町村長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。 7 特定被災市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(復興計画のための土地の立入り等) 第二十九条 特定被災市町村等は、復興計画の作成又は変更のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。 3 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。 4 第一項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。 5 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。 (復興計画のための障害物の伐除及び土地の試掘等)</p>
想定される代替案	<p>i 届出対象区域の指定:届出対象区域の指定、届出義務、勧告に関する規定を設けないこと</p> <p>ii 復興計画のための土地の立ち入り:復興計画のための立ち入りに関する規定を設けないこと</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合

(遵守費用)	<p>i 届出対象区域の指定 届出対象区域内において、土地の区画形成の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、市町村長に届け出なければならない。また、届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがある場合には、特定被災市町村長から必要な措置をとることを勧告されることになる。</p> <p>ii 復興計画のための土地の立ち入り 土地の占有者等は、同意しない場合であっても、土地に立ち入って測量又は調査を行われることになる。一方で、立ち入り等の行為により損失が発生した場合には、損失を与えた者が損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償することとしている。</p>	<p>i 届出対象区域の指定 何らの規制を設けないため、負担は発生しない</p> <p>ii 復興計画のための土地の立ち入り 土地の占有者等は、同意しない場合であっても、土地に立ち入って測量又は調査を行われることになる。一方で、立ち入り等の行為により損失が発生した場合には、損失を与えた者が損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償することとしている。</p>
(行政費用)	<p>i 届出対象区域の指定(第28条) 本制度の周知、徹底を図るための負担が発生する</p> <p>ii 復興計画のための土地の立ち入り 本制度の周知、徹底を図るための負担が発生する</p>	<p>i 届出対象区域の指定 何らの規制を設けないため、負担は発生しない</p> <p>ii 復興計画のための土地の立ち入り 何らの規制を設けないため、負担は発生しない</p>
(その他の社会的費用)	<p>i 届出対象区域の指定(第28条) 特になし</p> <p>ii 復興計画のための土地の立ち入り 特になし</p>	<p>i 届出対象区域の指定 復興整備事業の実施区域において、復興整備事業の実施の支障となるおそれがある建築物その他の工作物が新設されることで、地域の円滑かつ迅速な復興を妨げることとなる。</p> <p>ii 復興計画のための土地の立ち入り 復興計画の作成や復興整備事業の実施が遅れることにより、地域の円滑かつ迅速な復興を妨げることとなる。</p>
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
土地への立入り、障害物の伐除等を可能とすることで、復興計画の作成や復興整備事業の実施を円滑に行い、地域の迅速な復興を図ることができる。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本措置によって、多大な費用は発生せず、また代替案(本措置を導入しなかった場合)の費用が多大に上る。 また、本措置によって得られる便益も、代替案と比べ大きいものであると言える。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>本条と同様の規定は、東日本大震災復興特別区域法第64条及び第65条に設けられている。</p>	
レビューを行う時期又は条件	<p>この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	
備考		